

## 個人情報事務登録簿

個人情報を取扱う事務の名称及び記録範囲	漁港区域内ヨット等停係泊許可事務（申請者の個人情報）	
行政機関等の名称	神奈川県知事	
個人情報が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	東部漁港事務所 西部漁港事務所	
個人情報の利用目的	ヨット・モーター・ボートの停係泊を許可するにあたり適格性を審査する。	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所・電話番号、5所有船舶の種類・船員、6停係泊の場所、7停係泊の理由	
記録範囲	申請者	
記録情報の収集方法	本人からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 移行データのため記載対象外  (所在地) 移行データのため記載対象外	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	移行データのため記載対象外	
個人情報ファイルの種別 (個人情報事務登録簿においては記載対象外)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)  <input type="checkbox"/> 政令第21条第7項に該当するファイル  <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	(個人情報を取扱う事務の名称) 漁港区域内ヨット等停係泊許可事務	